

# 企画競争説明書

業務名称：セネガル国ンダヤン多機能港開発マスタープラン策  
定プロジェクト

調達管理番号： 21a01054

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年3月16日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2022年3月16日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国ンダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年6月 ～ 2024年11月（30か月）

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これ

らにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の16%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の16%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の8%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者 : 木戸 正巳 [Kido.Masami@jica.go.jp](mailto:Kido.Masami@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ第2チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
  - ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作  
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の  
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反  
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企  
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「セネガル国ダカール新港（ンダヤン港）開発マスタープラン策定プロジェクト  
詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a00386）の受注者（SKア  
ドバイザリー株式会社）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定  
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成  
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての  
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契  
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2022年 3月25日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。  
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2022年 3月31日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年 4月15日 12時
- (2) 提出方法：  
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。  
(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」)  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
  - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
  - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。  
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）

- ・ 本邦研修に係る経費
  - ・ 環境社会配慮に係る業務（現地再委託経費及び特殊傭人傭上経費）
  - ・ 自然条件調査（気象・海象調査、地形・深淺測量）（現地再委託経費及び特殊傭人傭上経費）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) 現地通貨（XOF）＝0.19843 円
  - b) US\$ 1      ＝115.55500 円
  - c) EUR 1      ＝130.16000 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項  
特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／港湾計画
  - b) 港湾施設計画・設計
  - c) 環境社会配慮

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 **21.55** 人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律**2点の加点（若手育成加点）**を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2022年 5月 9日 までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点



以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務

諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1 2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 3 その他留意事項

### (1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：港湾開発に係る各種調査

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／港湾計画

➤ 港湾施設計画・設計

➤ 環境社会配慮

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者（業務主任者／港湾計画）】

- a) 類似業務経験の分野：港湾計画策定に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：セネガル国及び全途上国
- c) 語学能力：英語または仏語
- d) 業務主任者等としての経験

## 【業務従事者：港湾施設計画・設計】

- a) 類似業務経験の分野：港湾施設計画・設計に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価なし
- c) 語学能力：評価なし

## 【業務従事者：環境社会配慮】

- a) 類似業務経験の分野：環境社会配慮に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：セネガル国及び全途上国
- c) 語学能力：英語または仏語

## 2 プロポーザル作成上の条件

## (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／ <u>港湾計画</u>	<b>(21)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	<b>(—)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(5)</b>	<b>(10)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： <u>港湾施設計画・設計</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	4	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力： <u>環境社会配慮</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年4月21日（木）  
16:30～18:30（日本時間）

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。  
(2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上



## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「セネガル国ンダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ダカール港はアフリカ大陸の最西端に位置し、ヨーロッパと南米を結ぶ主要なシーレーンの中継点となっており、西アフリカ地域ではアビジャン（コートジボワール）、ラゴス（ナイジェリア）に次ぐ第三の貿易港である。

同港の貨物取扱量は急激な伸びを示しており、2008年から2018年にかけて年間貨物取扱量は約1,000万トンから約1,900万トンに2倍近い伸びを示している。

また、同港は自国及び内陸後背国（マリ・ブルキナファソなど）への貨物の重要な集積拠点として重要なゲートウェイ港湾として機能しており、ダカール港湾公社（Port Autonome de Dakar。以下「PAD」という）によると、2015年から2019年の年間貨物取扱量のうち、平均して約15%が内陸国向けトランジット貨物である。

しかし、同港の岸壁前エプロンはコンクリートがはげ落ちて土がむき出しの箇所や、荷捌き地の一部が損傷し大きな池のようになっている箇所がある等、老朽化が激しい。また、第1ふ頭の岸壁水深は8.5～10mであり、民間運営のコンテナバース（約14ha）の岸壁水深は13.5mにとどまっている。在来バースエプロン背後の荷捌き地は上屋と挟まれているため狭隘であり、シップギアによる本船荷役のため非効率なものとなっているほか、在来貨物に関しては人力による非効率な荷役作業も行われている。日本の無償資金協力により主に内陸国向け積み替え貨物を取り扱う第三ふ頭については改修工事が行われており、機能強化・効率化が図られているが、増大する貨物取扱量に対し、ダカール港は市内中心部に位置していることから大規模な改修や拡張は困難である。

また、開発計画調査型技術協力「ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト（2014年～2016年）」において、物流インフラの整備を通じてセネガルの経済活動を持続的に発展させる戦略として、ダカール港の整備、代替する港の整備、物流リスク軽減のためのダカール港への過度な集中の削減、ダカール港へのアクセス性改善、物流施設の改善が挙げられている。

このためセネガル政府は、2035年の新興国入りを目指し、2014年に発表された国家開発計画「セネガル新興計画（Plan Sénégal Emergent / PSE）」の優先プロジェクトの一つとして、ダカールの南東約45km、新興都市ジャムナジョ（Diamniadio）、経済特区のジャス（Diass）やサンジャラ（Sandiara）等に近いンダヤン（Ndayane）に、外貿内貿貨物（コンテナ貨物や在来貨物、水産物等）を取り扱う多機能港湾のダカール新港（ンダヤン多機能港）開発構想を打ち出して、第

一期開発フェーズとしてコンテナターミナルの建設に着手済である。他方、同構想を具体化するための、コンテナターミナル以外の全体ロードマップや施設内容、既存ダカール港と新港との役割分担、構想実現に向けたアクションプラン等を含む総合的な計画が存在せず、新港のマスタープランの策定が喫緊の課題となっている。

こうした背景の中、2022年2月にプロジェクトの枠組みなどについて取りまとめた討議議事録（R/D：Record of Discussions）をPADと合意・署名し、今般、「ンダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト（以下「本プロジェクト」という）」を実施することとなった。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクト名

ンダヤン多目的港開発マスタープラン策定プロジェクト（Master Plan Development Project of Multifunction port of Ndayane。以下、「本プロジェクト」という）

#### （2）プロジェクトの目標

本プロジェクトで策定されたマスタープランに基づく新港が整備され、船舶の大型化や貨物量の増大に見合った効率的な港湾運営がなされる。

#### （3）期待される成果

成果1 新港開発のマスタープランの策定（目標年次 2047 年）

成果2 新港の短期整備計画の策定（目標年次 2030 年）

成果3 PAD 職員の長期人材育成計画の策定

#### （4）事業実施期間

2022年6月～2024年11月を予定（計30カ月）

#### （5）活動の概要

##### 1. 港湾セクターおよびセネガル国内開発計画の現状評価

- ① 既存資料の収集・レビュー
- ② 上位計画及び他の輸送モードを含めた関連開発計画の分析・整理
- ③ 社会経済動向の分析・整理
- ④ 周辺経済特区の分析・整理
- ⑤ 運輸セクターの現状分析（インフラ整備状況・計画、貨物流動分析）
- ⑥ 海上輸送の現状分析（国際・地域海運の動向、船舶就航状況等）
- ⑦ 港湾セクターの現状分析（既存港湾施設、港湾管理運営体制等）
- ⑧ 港湾セクターの既存関連法制度、基準の分析・整理
- ⑨ 自然条件の調査（堆砂解析を含む）、環境社会配慮関連の法制度・組織の調査
- ⑩ 気候リスク評価及び適応オプションの検討
- ⑪ 他ドナー、他国、民間セクター等の港湾関連プロジェクト調査
- ⑫ 隣国の状況調査（マリなどの後背国への物流需要予測、競合港湾について）
- ⑬ 現状評価のとりまとめ

##### 2. 新港開発マスタープランの策定（目標年次：2047年）

- ① 社会経済フレームの設定、戦略的環境アセスメント報告書の作成、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較

## 検討

- ② セネガルにおける港湾開発に係る基本方針の策定
- ③ 将来需要予測（国際・国内、旅客・貨物）
- ④ 大型船舶の寄港可能性に係る検討
- ⑤ 周辺国を含めた海上輸送ネットワークシナリオの検討
- ⑥ 新港のロケーションの技術的見地からの適正確認
- ⑦ 既存のダカール港と新港の役割の整理
- ⑧ 新港開発計画の作成（担うべき機能・役割の設定と配置、現状の課題の抽出、主要施設規模、隣接地の港湾関連施設）
- ⑨ 静穏度解析
- ⑩ 優先整備施設の検討
- ⑪ 維持浚渫に係る検討（堆砂解析を含む）
- ⑫ 本マスタープラン計画の実現に向けたアクションプランの策定
- ⑬ 需要と資金計画に基づく段階整備計画の策定
- ⑭ 港湾運営管理に係る組織体制・制度（PPPの活用を含む）の検討
- ⑮ PAD職員の能力向上のための長期戦略策定
- ⑯ マスタープランのとりまとめ
- ⑰ マスタープランの提出、JCCでの承認

### 3. 優先施設の整備計画の策定（目標年次：2030年）

- ① 施設配置計画の検討
- ② 概略設計の検討
- ③ 施工計画の検討
- ④ 概算事業費の積算
- ⑤ 事業実施計画の検討
- ⑥ 経済財務分析及び評価
- ⑦ 環境社会影響分析（環境社会影響項目のスコーピング）

### （6）留意事項

関係者が多岐に渡り、特に PAD との確実で円滑なコミュニケーションが重要になるところ、仏語への翻訳・通訳にも留意しつつ、各関係者と正確で迅速なコミュニケーションを図る必要がある。

## 第4条 業務の目的

本プロジェクトは、フランス開発庁（AFD）が作成中のマスタープラン（AFD/MP）によって移転が検討されているダカール港の港湾機能等を整理し、構想中のンダヤン多機能港開発マスタープラン（以下、「本マスタープラン」という。）を作成することにより、本マスタープランに基づいた新港の適切な整備と、船舶の大型化や貨物量の増大に見合った効率的な港湾運営を図り、セネガルの国際競争力の向上と、西アフリカ地域の物流ハブとなることに寄与するものである。

## 第5条 業務の範囲

本業務は、2022年2月に発注者がダカール港湾公社（PAD）と締結した討議議事録（R/D：Record of Discussions）に基づき実施する。受注者は「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつ

つ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### 1. 他の開発協力機関等の援助活動、および民間事業者による開発計画

AFDやDP World等、開発協力機関や民間事業者がダカール港やンダヤン多機能港への援助や開発を行っており、本プロジェクトの実施にあたってはこれらの情報の入手を図り、連携する必要がある。

#### ① フランス開発庁（AFD）

ダカール港マスタープラン策定を支援しており、当該支援において、目標年次2035年として既存のダカール港からのンダヤン港、センドウ・バルニー港等への機能移転が検討されている。

このため、本プロジェクトにおいてはAFD支援によるマスタープランの結果を基に、ンダヤン港に移転される機能にかかる開発計画を策定する。AFD支援によるマスタープランにかかる詳細は現時点では入手できていないが、後述のDP Worldによるコンテナターミナルの他、RORO、一般貨物、漁港がンダヤン港に移転される内容が含まれると想定している。

#### ② ベルギー開発庁（Enabel）

水産・海洋経済省（MPEM）を支援し、セネガル全体を対象とした、漁港や河川港等のセカンダリーポートも含まれる国家港湾戦略マスタープランを作成する準備を進めている

#### ③ DP World

2007年に、既存ダカール港の整備と新港開発に係るコンセッション契約を締結した。その後、2020年12月20日に、PADとDP World間でンダヤン多機能港にコンテナターミナルの建設・運営にかかるコンセッション契約を締結しており、2025年供用開始予定である。

同契約に基づき、岸壁、コンテナヤード、荷役機械等が整備・調達される予定である。また、PADの資金で、防波堤、管理事務所棟等の施設整備や航路浚渫を行う予定である。同計画は変更不可の与条件となるため、その動向を注視する。

### 2. 調査期間に影響する情報提供について

本プロジェクト開始時点までに下記の情報が PAD より提供される予定である<sup>1</sup>。

① ダカール港及びンダヤン港の港湾計画に関連する情報（AFD が策定するマスタープラン（PAD 所管）、Enabel による全国港湾戦略マスタープラン（MPEM 所管）及び関連法令・準拠すべき基準（海域・陸域）等）

② ンダヤン港コンテナターミナル開発に係る EIA に関する追加資料・データ（既存 EIA レポート（英語版）及び関連レポート、観測データ等）

### 3. 新型コロナウイルス（COVID-19）の影響

<sup>1</sup> これらの情報が提供されない場合の対応案をプロポーザルで提案すること。なお、情報が提供されない場合は調査期間の延長を妨げない。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、セネガルを含む各国への渡航制限リスクが依然として存在している。本プロジェクト開始時期は2022年5月を想定するものの、渡航制限リスクを踏まえ、遠隔での活動により業務を開始する可能性も念頭に置いて業務を計画することが求められる。また、渡航が可能な場合でも、同国内での社会・経済活動制限等の制約リスクがあることから、これら状況を踏まえつつ、本業務の効果的・効率的な実施方策を随時検討し、スケジュールの見直し等を含む柔軟性を確保しておく必要がある。

#### 4. 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1) 環境社会配慮：カテゴリ分類「A」

本プロジェクトは、「国際協力機構環境配慮ガイドライン（2010年4月公布）」に掲げる港湾セクターに該当する。

本マスタープランの策定にあたっては、第一期開発フェーズにおいて既に実施され、承認プロセスに入っている環境影響評価について、その妥当性を十分に検証するとともに、セネガル国法律にしたがって戦略的環境アセスメントを実施することを想定している。本プロジェクトでは十分時間をかけて環境関連調査、ステークホルダーとの協議を行い、当該調査協議結果に配慮した計画づくりを行う。環境社会配慮調査のスコーピング案及び報告書ドラフトにおいて環境社会配慮助言委員会に参加し、発注者をサポートする。また、助言を得る。

##### 2) ジェンダー分類：「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

本プロジェクトで策定するマスタープランでは、新港建設時における女性の雇用環境を保障する制度整備へ取組み、建設対象地域における水産加工関連事業や新港運営に係る職種などへの女性の就業機会の創出、職業訓練の実施等を組み入れる。また、PADの女性職員の本邦研修への参加を促進する。

##### 3) 横断的事項：

事業対象地では、将来的に海面上昇、波浪の変化、降雨量の変化、強風等、気候変動の影響を受ける可能性があるため、気候変動対策（緩和策、適応策）を組み込んだマスタープランを策定する。

#### 第7条 業務の内容<sup>2</sup>

##### 1) 業務計画書、インセプション・レポート（IC/R）の作成

本業務の基本方針、方法、項目、内容、工程等を検討し、これらを業務計画書及びインセプション・レポートとして取りまとめる。同レポートを基に、カウンターパートと協議・意見交換し、本プロジェクトの全体像を確認する。

##### 2) 成果1及び成果3にかかる活動

- ① 社会経済フレームの設定、戦略的環境アセスメント報告書の作成、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
- ② セネガルにおける港湾開発に係る基本方針の策定
- ③ 将来需要予測（国際・国内、旅客・貨物）
- ④ 大型船舶の寄港可能性に係る検討
- ⑤ 周辺国を含めた海上輸送ネットワークシナリオの検討

<sup>2</sup> 業務の内容は下記、及び上記「第3条 (5) 活動の概要」を想定しているが、より効果的かつ効率的な作業工程・方法が可能と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

- ⑥ 新港のロケーションの技術的見地からの適正確認
  - ⑦ 既存のダカール港と新港の役割の整理
  - ⑧ 新港開発計画の作成（担うべき機能・役割の設定と配置、現状の課題の抽出、主要施設規模、隣接地の港湾関連施設）
  - ⑨ 静穏度解析
  - ⑩ 優先整備施設の検討
  - ⑪ 維持浚渫に係る検討（堆砂解析を含む）
  - ⑫ 本マスタープラン計画の実現に向けたアクションプランの策定
  - ⑬ 需要と資金計画に基づく段階整備計画の策定
  - ⑭ 港湾運営管理に係る組織体制・制度（PPPの活用を含む）の検討
  - ⑮ PAD職員の能力向上のための長期戦略策定
- 3) インテリム・レポート（1）（IT/1）の作成  
業務開始9か月を目途に、途中段階の需要推計等を考慮した港湾施設の配置イメージを示したインテリム・レポート（1）を作成、同レポートの内容について、プロジェクト関係者と協議・確認の上、発注者に提出する。
- 4) インテリム・レポート（2）（IT/2）の作成  
業務開始15か月を目途に、途中段階の静穏度・漂砂解析等を考慮した、需要に基づく港湾施設の配置イメージを示したインテリム・レポート（2）を作成、同レポートの内容について、プロジェクト関係者と協議・確認の上、発注者に提出する。
- 5) プログレス・レポート（PG/R）の作成  
マスタープラン最終確定案として、需要、解析結果に基づく配置計画を反映したプログレス・レポートを作成、同レポートの内容について、プロジェクト関係者と協議・確認の上、発注者に提出する。
- 6) JCCの開催支援  
受注者は、プロジェクト関係者間で開催される合同調整委員会（JCC）に出席し、本プロジェクトの進捗報告及び報告に必要な資料の作成及び議事録案作成等の支援を行う。また、本プロジェクトの進捗状況に応じて必要な提言を行う。JCCは約半年毎の開催を目安とするが、開催時期については、プロジェクト関係者間で調整の上、決定する。また、必要に応じ、JCC以外で、本プロジェクトの節目において、関係者会議を開催する。なお、第一回JCCは本プロジェクト開始後2か月以内の開催を想定する。
- 7) 環境社会配慮にかかる業務（現地再委託可）
1. 将来的な開発事業を決定するための戦略的環境アセスメント（SEA）を実施し、環境社会配慮の観点から複数の代替案の調査・分析を行う。その評価結果に基づいた短期整備計画を検討し、社会環境に配慮した適切な優先プロジェクトを決定する。
  2. ンダヤン多機能港フェーズ1は既に具体的な開発が進められているが、このフェーズ1が変更不可の与条件として本プロジェクトを実施することが想定されているため、フェーズ1が与える影響を含め、調査を行う。
  3. 主な業務項目は以下のとおり。
    - ① スコーピング（計画の意思決定にあたり重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

- ② 基礎情報となる環境社会配慮面の現状把握
- ③ セネガル国の環境社会配慮制度・組織と事例の確認
  - A) 環境社会配慮に関する法令・基準（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）
  - B) セネガル国の港湾事業における EIA レポート、その他の関連情報
  - C) 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）との乖離  
ただし、気候変動やステークホルダー協議など、新ガイドライン（2022 年 1 月）により変更されている個所については、変更内容を考慮した調査を実施する。
  - D) 関係機関の役割
- ④ 可能性のある影響の評価及び代替案（事業を実施しない案を含む）との比較検討
- ⑤ 緩和策の検討
- ⑥ 環境管理計画およびモニタリング計画のドラフトの作成
- ⑦ ステークホルダー協議の開催支援（開催目的、出席者、協議方法・内容等の準備）
- 8) 自然条件調査
  - ・ 西アフリカ沿岸における自然条件の厳しさを考慮し、漂砂・堆砂等の影響について海岸変形計算・航路埋没シミュレーションを含む 1 年分のデータの収集・分析等を行う。
  - ・ 主な調査項目は以下のとおり
    - ① 気象・海象調査、地形・深淺測量（現地再委託可）  
ンダヤン多機能港フェーズ 1 にて実施された EIA レポートにおいて、約 6 か月間の気象や海象（波浪、潮位、潮流）、地形測量、深淺測量などの観測・測量データが記載されているが、年間の特性を把握できる追加の観測データや、解析データ及びフェーズ 1 実施分で不足しているデータの入手が必要と考えられる。詳細資料の提供を受け、必要に応じて観測・測量を実施し、結果の妥当性を検証する。
    - ② 航路埋没検討  
同 EIA レポートの埋立地形、航路・泊地を対象とした航路埋没検討結果において、計算条件設定や解析結果、埋没量検討方法に不明確な点があることから、PAD より同 EIA レポートの詳細な資料の提供を受けて、検討結果の妥当性を検証する。
    - ③ 汀線変化検討  
同 EIA レポートの汀線変化解析結果において、計算条件設定や検討方法、解析結果に不明確な点があることから、PAD より同 EIA レポートの詳細な資料の提供を受けて、結果の妥当性を検証する。
- 9) 本邦研修
  - 日本の港湾開発計画を事例とした本邦研修を実施する<sup>3</sup>。本業務では「コ

<sup>3</sup> 本邦研修はプロGRESS・レポート提出後に想定しているが、より効果的と思われる時期について考えられる場

ンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」における「実施業務」を行う。具体的には本研修実施に先立ち、研修員の人選などカウンターパートと協議するとともに、日本側受入先との調整、研修実施期間中および終了後のフォロー等を行う。当該業務にかかる経費に関しては同ガイドラインを参照のこと。実施時期に際しては新型コロナウイルス影響に伴う渡航制限有無等を総合的に勘案し、関係者間で判断する。

- 10) 本マスタープランの法的位置づけ、承認プロセス等の確認  
本マスタープラン及び各計画の法的位置づけ、承認プロセス等を確認し、必要に応じて本マスタープランの工程計画を見直す。
- 11) 成果2にかかる活動
  - ① 施設配置計画の検討
  - ② 概略設計の検討
  - ③ 施工計画の検討
  - ④ 概算事業費の積算
  - ⑤ 事業実施計画の検討
  - ⑥ 経済財務分析及び評価
  - ⑦ 環境社会影響分析（環境社会影響項目のスクーピング）
- 12) ファイナル・レポート（F/R）の作成
  - ・ 本マスタープランおよび短期整備計画の最終化に際し、取りまとめたドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）を作成し、同レポートの内容について、プロジェクト関係者と協議・確認の上、発注者に提出する。
  - ・ ファイナル・レポートをもって、本マスタープラン承認手続きを進められるようプロジェクト関係者と協議・確認の上、ドラフト・ファイナル・レポートを更新し、ファイナル・レポートとして取りまとめ、発注者に提出する。
- 13) 業務実施報告書の作成  
ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について取りまとめ、業務実施報告書として取りまとめる。

## 第8条 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終的な提出物はファイナル・レポート（要約版含む）及び業務実施報告書とし、提出期限は契約履行期限日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、カウンターパート及び関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

また、各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議、確認する。

レポート名	提出時期	部数	提出先
-------	------	----	-----

合は、プロポーザルにて提案すること。また、内容、期間、研修参加人数・対象者等についても提案すること。



業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文：2部	JICA 社会基盤部
インセプション・レポート (IC/R)	2022 年 7 月	和文 3 部 英文及び仏文各 3 部	
インテリム・レポート (1) (IT/1)	2023 年 2 月		
インテリム・レポート (2) (IT/2)	2023 年 8 月		
プログレス・レポート (PG/R)	2024 年 1 月		
ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)  (要約を含む。要約は、調査結果の概要を取りまとめ、各文版の最初の部分に入れる)	2024 年 7 月		
ファイナル・レポート(F/R)  (要約を含む。要約は、調査結果の概要を取りまとめ、各文版の最初の部分に入れる)	2024 年 11 月	和文 7 部  英文及び仏文各 10 部 CD-R (1 枚に和、英及び仏文をまとめる) : 7 枚	
業務実施報告書	2024 年 11 月	和文 3 部 CD-R : 1 枚	
コンサルタント業務従事月報	毎月末	和文 : 1 部	

## (2) 報告書作成にあたっての留意事項

業務実施報告書、ファイナル・レポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とするが、電子データも併せて提出する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他留意事項は以下のとおり。

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
- 2) 必要に応じ図や表を活用するまた、英文及び仏文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書の本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。
- 3) 各報告書のカウンターパートへの説明・協議に関しては、事前に発注者に提出し、承諾を得る。
- 4) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。

5) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫を施す。

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 詳細活動計画
- 4) 業務フローチャート

(4) 収集資料

プロジェクト終了時に、契約期間中に収集した資料・データについては、定型の収集資料リストを作成し、業務実施報告書提出時に併せて提出する。

(5) カウンターパート及び関係機関との会議における協議議事録（Minutes of Meeting (M/M)）の作成

- 1) JCC 等の協議開催に際しては、協議内容を M/M に取りまとめる。また、上記以外においても、カウンターパート及び関係機関と確認を要する事項、業務内容に関わる事項については M/M により内容を取りまとめ、カウンターパート及び関係機関との意思疎通を図る。
- 2) 合意した M/M は、速やかに発注者に提出する。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本業務の工程は以下を想定する

年度	2022				2023				2024		
四半期	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III
国内作業	□		□	□		□	□		□		□
現地作業		■ ■	■	■		■		■	■		■
レポート		▲ IC/R		▲ IT/1		▲ IT/2		▲ PG/R		▲ DF/R	▲ F/R
業務実施報告書											▲
JCC		▲		▲		▲		▲		▲	

なお、より効果的かつ効率的な業務工程が可能と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 78.55 人月（現地：64.00人月、国内14.55人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案すること。

- ① 業務主任者／港湾計画（2号）
- ② 海運・物流計画
- ③ 需要予測
- ④ 経済・財務分析
- ⑤ 港湾施設計画・設計（3号）（語学力・対象国経験評価せず）
- ⑥ 港湾関連用地計画
- ⑦ 道路計画・設計
- ⑧ 雨水排水計画・設計
- ⑨ 施工計画・積算
- ⑩ 港湾管理・運営計画
- ⑪ 港湾荷役計画・機材計画
- ⑫ 港湾保安
- ⑬ 航行安全
- ⑭ 環境社会配慮（3号）
- ⑮ 自然条件調査
- ⑯ 航路埋没・静穏度分析

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

#### 1) 環境社会配慮に係る業務

## 2) 自然条件調査（気象・海象調査、地形・深淺測量）に係る業務

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- ダカール新港（ンダヤン港）開発マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ダカール新港（ンダヤン港）開発マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査の環境社会配慮報告書（英文）
- ンダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト R/D（英文及び仏文）

#### 2) 公開資料

- 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ 「セネガル国 ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト最終報告書 和文要約」  
URL : <https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000025092>
  - ・ 「セネガル国 ダカール港第三埠頭改修計画準備調査報告書」  
URL : <https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000028734>
  - ・ 「マリ・セネガル国 南回廊道路橋梁整備計画基本設計調査報告書」  
URL : <https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000171218>
  - ・ 「マリ・セネガル国 マリ-セネガル南回廊道路橋梁建設計画事業化調査(その2)報告書」  
URL : <https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000245588>

### (5) 対象国の便宜供与

#### 1) カウンターパートの配置

各種データ入手の支援、調査活動の許可等の取得支援  
AFDおよびDP World社等との協議の調整

#### 2) オフィススペース（PAD分庁舎内）や通信環境の提供

なお、プロジェクト実施に必要な最低限の事務機器は見積もり（本見積）にて計上してください。

### (6) その他留意事項

#### 1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAセネガル事務所、及び在セネガル日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、セネガル国内で通じる携帯電話を携行し、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載して

ください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

## 2) 不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗防止相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上